

宇 治 市
児童虐待初期対応
ハンドブック

(平成29年9月改訂版)

削除: 平成24年11月

宇 治 市
宇治市要保護児童対策地域協議会

はじめに

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるとともに、子どもの生命をも脅かす事態を生じさせる、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

全国的にも児童虐待の相談件数は増え続け、子どもが被害者となる重大な事件が発生しています。本市においても、平成 23 年に小学生が虐待により重傷を負うという事案が発生しています。この事案を未然に防止することができなかったことから、改めて児童虐待防止への取り組みを見直すとともに、二度とこのような事案が起らないように、積極的に取り組みを強化していく必要があります。

児童虐待は、いくつかの要因が重なれば、どのような家庭でも起こりうると言われています。少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化の下で、家庭の養育力や教育力の低下により、子育てにおける孤立感や負担感が、児童虐待へとつながっていくことがあります。児童虐待をなくしていくためには、様々な分野の関係機関が、平日頃から密接に連携を図りながら、未然防止と早期発見に努めるとともに、事案への適切な早期対応と、切れ目のない継続した支援を行っていくことが必要となっています。

これらの児童虐待防止に向けての取り組み強化の必要性に伴って、児童虐待の防止等に関する法律も改正が行われるとともに、本市においても、法定化された要保護児童対策地域協議会を平成 20 年に設置して、関係機関が連携を図りながら取り組みを進めているところです。

このたび、平成 16 年に発行、平成 24 年に改訂した「宇治市児童虐待初期対応ハンドブック」について、平成 28 年 6 月に公布された児童福祉法の一部改正や、平成 29 年 4 月の本市児童虐待担当の移転・改称、及び平成 29 年 6 月に京都府が作成した「京都府児童相談所及び市町村における子ども虐待対応マニュアル」に基づき、再度改訂を行いました。

子どもに関わる様々な関係機関の方々に、このハンドブックを活用していただくことで、児童虐待という重大な権利侵害から子どもを守り、将来を担う子どもの健やかな成長につながる取り組みの一助になることを心から願っております。

削除: 児童虐待防止への取り組み強化のひとつとして、平成 16 年に発行した「宇治市児童虐待初期対応ハンドブック」を改訂し、あらためて、事案に的確に対応するための具体的な早期発見のポイントや、子どもと日常的に接している方々が感じておられる疑問に答える Q&A を掲載するなど、より分かりやすく具体的な内容となるように、本冊子を作成いたしました。

目 次

はじめに

1 「もしかして児童虐待？」と思ったときの Q&A	… 1
Q1 そもそもどうのことを「児童虐待」というのですか。	… 1
Q2 なぜ児童虐待が起こるのですか、背景や要因はどのようなものですか。	… 3
Q3 しつけと虐待は、どう違うのですか。	… 4
Q4 虐待通告は義務と聞きますが、ためらってしまいます。	… 4
児童虐待通告の手順	… 5
緊急度アセスメントシート	… 6
Q5 子どもの担当として、虐待を疑ったらどうしたらよいのですか。	… 7
Q6 子どもや保護者に聞いても、虐待かどうかはつきりしません。	… 7
Q7 通告すると保護者との信頼関係を損なうのではないかとためらいます。	… 8
Q8 通告すると、どのような対応をしてもらえるのでしょうか。	… 8
宇治市児童虐待対応フロー図	… 9
Q9 宇治市と宇治児童相談所は、どう連携しているのですか。	… 10
Q10 「見守る」とは、具体的に、どのようにすればよいのですか。	… 10
2 児童虐待の早期発見・初期対応について	… 11
1 早期発見のポイント…「いつもと違う」「何か不自然だ」	… 11
2 「虐待か？事故か？」…観察と記録のポイント	… 12
3 早期発見のための観察と記録について	… 14
4 緊急性の判断（リスクアセスメント）について	… 14
5 通告と宇治市の対応について	… 14
3 子ども・保護者への具体的な関わり方	… 15
1 関わりの基本的な姿勢	… 15
2 子どもからの聴き取りのポイント	… 16
3 保護者との面談・家庭訪問のポイント	… 17
4 保護者の虐待への反応類型	… 17
5 保護者への関わりの基本的対応	… 17
6 保護者との具体的な対話の技法	… 18
7 事例からみる検討のポイント	… 19

削除: 基幹センター

削除: 基幹センター

4	児童虐待対応の主な機関についての説明	… 21
1	宇治市の役割	… 21
2	宇治市要保護児童対策地域協議会（「宇治市要対協」）	… 22
3	京都府宇治児童相談所（京都府南部家庭支援センター）	… 23
4	京都府山城北保健所	… 23
5	その他の関係機関	… 23
5	参考資料	… 24
1	早期発見のためのチェックリスト	…25
2	身体チェック表	…32
3	乳幼児（男子）身体発育曲線（身長）	…33
4	乳幼児（男子）身体発育曲線（体重）	…34
5	乳幼児（女子）身体発育曲線（身長）	…35
6	乳幼児（女子）身体発育曲線（体重）	…36
7	横断的標準身長・体重曲線 男子（0－18歳）	…37
8	横断的標準身長・体重曲線 女子（0－18歳）	…38
9	聞き取りシート（例）	…39
10	関係機関連絡先	…40
11	児童虐待防止・対応に関わる法律（抜粋）	…41
	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律 引用・参照資料	

1 「もしかして児童虐待？」と思ったときのQ&A

Q1 そもそも何を「児童虐待」というのですか。

A1 児童虐待は、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

児童虐待とは、保護者（親又は親に代わる養育者）等が、子ども（18歳未満）の心身を傷つけ、健全な成長・発達を損なう行為をいいます。虐待は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、ときには生命まで脅かします。

また、虐待は、子どもの心に深い傷となって残り、不信感や敵意、絶望感など、その後の人格形成に大きな影響を与えるとともに、自分の子育てにもその影響が引き継がれる危険性すらある、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

虐待の類型と子どもへの影響

※子どもへの虐待の類型や子どもへの影響は、いくつか重なって現れる傾向があります。

1 虐待の類型（児童虐待の防止等に関する法律 第2条 児童虐待の定義より）

（第1号）**身体的虐待**

殴る、蹴る、首を絞める、熱湯をかける、頭部を激しく揺さぶる、投げ落とす、逆さ吊りにする、風呂で溺れさせる、タバコの火を押し付ける、冬や夜間に戸外に閉め出すなど、身体や生命に危険を及ぼす行為

（第2号）**性的虐待**

子どもへの性交、子どもに性的行為を強要する、性器や性交を子どもに見せる、子どもをポルノグラフィーの被写体に強要するなどの行為

（第3号）**ネグレクト（養育放棄・怠慢）**

十分な食事を与えない、病気やケガをしても病院に連れて行かない、乳幼児を家や車中に放置する、夜間に乳幼児を家に残したまま度々外出する、極端に不潔な環境で生活させている、衣服や下着を不潔なまま連日着せている、子どもの意に反して学校へ行かせないなど、社会通念上、親として十分な養育を果たしていないと思われる行為

（第4号）**心理的虐待**

言葉による脅し、罵声をあびせる、無視する、子どもの自尊心を傷つける言動、他のきょうだいと著しく差別的な扱いをするなどの行為。また、DV（ドメスティック・バイオレンス＝夫婦や恋人間の暴力）の場面を見せることもあてはまります。

2 子どもへの影響

身体面への影響

様々な外傷、内出血、骨折、火傷、溺水による障害、発育不全（低身長・低体重、抵抗力低下による病気がち）、発達の遅れ、睡眠障害、頭痛、腹痛、疲労感などが生じることがあります。

知的発達への影響

虐待という脅威が続くことや情緒的関わりの欠如等は、子どもらしいのびのびとした主体的活動を妨げます。そのことが知識や技能の習得の機会を少なくさせ、その結果、知的能力を低下させる場合もあります。学習の遅れは、知的好奇心や学習の意欲を低下させ、学校等での不適應のきっかけにもなります。

人格形成（精神面）への影響

大切に育てられている実感がないため自尊心が持てず、他人への信頼感が育っていないため人間関係がうまく築けなくなります。自己否定的で、自暴自棄になり、自傷や自殺未遂などの行為に結びつくことがあります。

また、ちょっとした注意や叱責でも、虐待された場面がよみがえってパニックになったり、すぐに興奮して暴れたり、うつ状態や無気力状態になってしまうなどの精神症状が現れたりする場合があります。

行動面への影響

不安や孤独、虐待を受けていることへの怒りなどを様々な行動で表します。集中力の欠如、落ち着きのなさ、衝動的・攻撃的な行動、自分をどこまで受けとめてくれるかを確かめる行動などが特徴的な行動として挙げられます。

さらに、家に帰りたがらない、家出を繰り返す、不登校、万引きなどの非行を繰り返したり、不適切な性的刺激にさらされている場合は、過度に性的な興味や関心を示すなどの背景に、虐待が存在している場合があります。



Q2 なぜ児童虐待が起こるのですか、背景や要因はどのようなものですか。

A2 児童虐待が起こりやすい要因が重なると事象が発生

児童虐待は、ひとつの原因で発生するのではなく、いくつかの要因が複雑に絡み合って、起こりやすい状況が生じていると考えられ、それらの状況によっては、どこにでも起こりうるものです。

少子化や核家族化、地域のつながりが薄まっていく中で、保護者が子育てに対する負担感や孤立感を感じている場合、下記の要因とあいまって、児童虐待へつながっていくことがあります。

虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）

（厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」より）

※ 下記の要因が必ずしも児童虐待につながるということではありません。

（1）保護者側のリスク要因

- 妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、若年の妊娠）
- 子どもへの愛着形成が十分に行われていない（妊娠中の早産、長期入院等）
- マタニティブルーや産後うつ病等、精神的に不安定な状況
- 元来、性格が攻撃的・衝動的、体罰容認などの暴力への親和性
- 治療を受けていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコールや薬物依存
- 育児に対する不安やストレス（保護者が未熟等）
- 被虐待経験（保護者自身が虐待を受けて育った） 等

（2）子ども側のリスク要因

- 乳児期の子ども
- 未熟児
- 障害児
- 何らかの育てにくさを持っている子ども 等

（3）養育環境のリスク要因

- 未婚を含む単親家庭
- 内縁者や同居人がいる家庭
- 子ども連れの再婚家庭
- 夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭
- 転居を繰り返す家庭
- 親族や地域社会から孤立した家庭
- 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭
- 夫婦不和、配偶者からの暴力（DV）等、不安定な状況にある家庭
- 定期的な乳幼児健康診査を受診しない 等

Q3 しつけと虐待は、どう違うのですか。

A3 親の言い分ではなく、子どもにとって有害かどうかで判断を

「しつけ」は、子どもの気持ちや身体を尊重し、健全な成長発達や人格形成のためになされるものです。しかし、虐待は子どもの人権を無視した不適切、不当な行動をいい、繰り返し継続して行われる行為をいいます。

児童虐待の防止等に関する法律では、子どものしつけに際して、必要な範囲を超えて懲戒してはならないとされています。

「しつけ」だという親の主張に引きずられ、判断を迷っているうちに深刻な事態に発展することもあります。「しつけ」と「虐待」の違いは、親の側の言い分によって決まるものではありません。あくまでも、子どもにとって有害かどうかで判断することが大切です。

また、子どもは自ら虐待を受けているとは言わないことが多く、子どもに現れる表面的な問題行動や態度の背景に、虐待があるかもしれないという視点を常に失わないようにすることが大切です。

「実の親がそんなことをするはずがない」「そんなことをする親には思えない」などの一般常識や自分の先入観がいつもあてはまるとは限りません。虐待は、条件次第ではどんな家庭にも起こりうる可能性があります。常識や先入観にとらわれず、子どもに何が起きているのか、子どもにどのような影響が現れているのかということで、判断することが重要です。

コメントの追加 [01]: 法改正“しつけと称する虐待の禁止”の主旨を追加

Q4 虐待通告は義務と聞きますが、ためらってしまいます。

A4 通告は支援を始める第一歩、子どものためにためらわず、まず電話を

「通告」というと、難しそうな印象がありますが、「通告」は、援助が必要な子どもや家庭があることを、宇治市や、京都府宇治児童相談所（以下「宇治児童相談所」という。）に「連絡」し、他の機関との連携や協力を始める第一歩であると考え、ためらわないようにしてください。

「通告」しにくいようなら、「虐待かどうか判断に迷う」、「どう対応したらいいかわからない」といった「相談・報告」をしてみてください。

虐待している親のほとんどは、子育てがうまくいかず、悩んだりイライラしています。また、虐待の背景に、親の生育歴や家庭の経済状況などの複雑な要因が絡んでいることもあり、親がたくさんの悩みを抱え込んで、誰にも相談できずにいる場合もあります。

「通告」とは、子育て支援が必要な親や家庭について、「この親（家庭）への子育て支援に手を貸してもらえませんか」と、援助を求めるきっかけだと考えてみてください。

もちろん、命が危ぶまれるような緊急な状態の場合は、直ちに救急車の出動要請や警察への連絡が優先されます。「児童虐待通告の手順」（5ページ）、「緊急度アセスメントシート」（6ページ）を参考にしてください。

削除: 地域子育て支援基幹センター（以下「宇治市基幹センター」という。）

児童虐待通告の手順

子ども・保護者



近隣住民等
保育所（園）・**認定子ども園**・教育委員会（幼稚園・学校）
民生児童委員・行政機関・医療機関・その他

〔児童に日頃から接している人〕
児童虐待を疑う事実の確認
子どもの様子・保護者の様子
※チェックリスト（P25～P31）
※身体チェック表（P32）
※身体発育曲線（P33～P38）
日々の記録など
〔複数での事実確認〕（可能な場合）
上司・同僚などと相談・協議・組織的に対応

「いつもと違う」

「何か不自然だ」

子どもの生命に危険が有るなど
緊急性が極めて高い

通告・相談

ただちに通告

宇治市

（**こども福祉課** **こども家庭相談担当**）

削除: 地域子育て支援基幹センター

削除: 宇治市

一時保護など保護者との
分離が必要

110番
警察

119番
救急車

京都府宇治児童相談所

医療機関

要保護児童対策地域協議会
による支援へ

緊急度アセスメントシート

コメントの追加 [02]: 府マニュアルに差し替え

子どもへの虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、学校や保育所等として把握できる情報を基に、まず組織内で①緊急度や②虐待の重症度等を早急に協議します。判断に迷う場合は、宇治市や宇治児童相談所に連絡・相談、通告するようにします。

削除: 基幹センター

緊急度アセスメント(一時保護基準)シート		平成29年6月版
児童氏名 生年月日	性別 男・女 年齢	記入年月日 所属
1. 子どもや保護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> 子ども自身が保護・救済を求めている。 <input type="checkbox"/> 保護者が子どもの保護を求めている。		
YES	YES	緊急度 A 分離を前提とした緊急介入 緊急一時保護を検討
NO	2. 子どもや保護者の訴える状況が切迫している <input type="checkbox"/> 確認には至らないものの性的虐待の疑いが濃厚である等 <input type="checkbox"/> このままでは「何をすべきかわからない。」 「殺してしまおう」等の訴え等	
3. 子どもにすでに重大な結果が生じている <input type="checkbox"/> 性的虐待(性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患) <input type="checkbox"/> 重大な外傷(外傷の種類と箇所) <input type="checkbox"/> ネグレクト(栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否)		緊急度 B 発生(再発)防止のための緊急支援 発生前の一時保護を検討
4. 重大な結果が生じる可能性が高い <input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為(児童虐待の重症度基準に該当するもの) <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待		緊急度 C 集中的支援の実施 集中的な支援場合によっては一時保護を検討
5. 虐待が繰り返される可能性が高い <input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴 <input type="checkbox"/> 過去の介入(複数の通告、過去の相談歴、一時保護、施設入所歴、きょうだいの虐待歴) <input type="checkbox"/> 保護者の虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の貧弱		緊急度 D 継続的総合的支援の実施 継続的・総合的な支援、場合によっては一時保護を検討
6. 子どもに虐待の影響が明らかにしている <input type="checkbox"/> 保護者への拒否感、恐れ、怯え、不安 <input type="checkbox"/> 面接場面での様子(リスクアセスメントシート「子どもの状態・特性」に該当するもの) <input type="checkbox"/> 虐待に起因する身体的症状(リスクアセスメントシート「子どもの状態・特性」に該当するもの)		
7. 保護者に虐待につながる危険性がある <input type="checkbox"/> 子どもへの拒否的感情・態度 <input type="checkbox"/> 精神状態に問題を含む <input type="checkbox"/> 性格的・人格的に問題がある <input type="checkbox"/> アルコール・薬物等の問題がある <input type="checkbox"/> 児童相談所からの援助に拒否的、改善意志がない <input type="checkbox"/> 家族・同居者間での暴力、不和がある <input type="checkbox"/> 日常的に子どもを守る人がいない		
8. 虐待発生の可能性がある家庭環境である <input type="checkbox"/> 子どもの生育上の問題(虐待に起因するものを除く) <input type="checkbox"/> 子どもの問題行動 <input type="checkbox"/> 保護者の生育歴に問題あり <input type="checkbox"/> 養育態度・知識に問題あり <input type="checkbox"/> 家族構造にストレス、緊張関係を内包する構造がある		

(「京都府児童相談所及び市町村における子ども虐待対応マニュアル」より)

Q5 子どもの担当として、虐待を疑ったらどうしたらよいのですか。

A5 ひとりで悩まず相談し、組織として子どもの安全を最優先に対応を

まずは職場の同僚や管理職に、報告と相談をしましょう。虐待の疑いがあるのに、それを放置したり見逃した結果、支援のタイミングを誤り、対応が遅れて問題を更に複雑・深刻化させてしまうこともあります。

そのため、児童虐待について、組織内で話し合える体制をつくっておく、児童虐待の担当窓口を明確にしておくなど、職員がひとりで抱え込まないようにするための工夫をしておくことも必要です。

相談を受けた管理職は、まず子どもの様子や、家庭や地域における情報の集約を図り、事実を整理して、児童虐待の疑いがあると判断した場合は、速やかに宇治市に報告してください。緊急性が高く、重篤なケースと判断される場合は、すぐに宇治児童相談所に報告してください。

また、何らかの理由で組織的に報告ができないときは、虐待を疑った人個人の判断で報告することができますので、重大な事態が予測される場合は、ためらわずに報告してください。

削除: 基幹センター

Q6 子どもや保護者に聞いても、虐待かどうかはつきりしません。

A6 虐待の証拠を示す必要はありません。疑いの段階で報告を

保護者は認めなかったり、あいまいな説明をすることが多く、子どもに聞いても、子どもが虐待の体験をすらすらと語ることは、まずありません。叩かれたりするのは自分が悪いからと思っていることもあり、不安や緊張から逃れるために感覚や注意力、現実感を低下させている場合もあります。

こうした中で、「もし間違っていたら…」という不安を、報告にあたって感じる場合があるかもしれません。しかし、もし本当だったら、虐待によって重大な結果が生じてしまう可能性があることを念頭に行動する必要があります。

「児童虐待の防止等に関する法律第6条」では「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村、児童相談所等に報告しなければならない」と規定し、「虐待の疑い」も含めて、報告することを求めています。この趣旨に基づく報告については、結果的に虐待の事実が無いということになったとしても、責任を問われることはありません。

また、保育所や学校などにおいても、保育士や教職員等が確実な証拠を見つけたり、虐待を証明する必要はなく、疑いを持った時点で報告することができます。報告（連絡・相談）する際に、虐待が疑われる理由や状況を、分かる範囲の事実や情報によって、宇治市や宇治児童相談所に伝えるだけで十分です。「児童虐待の防止等に関する法律第5条（早期発見等）、第6条（報告義務）」（43ページ）を参照してください。

削除: 基幹センター

Q7 通告すると保護者との信頼関係を損なうのではないかとためらいます。

A7 保護者の立場より、子どもの立場で判断を

通告にあたっては、児童虐待は子どもに対する最も重大な権利侵害であることを念頭に、子どもの安全や健全な成長を最優先に考え、まず子どものことを第一に考えて行動することが必要です。

保護者との関係維持に意識が行き過ぎると、虐待している保護者と同じ目線になってしまい、肝心な子どものことが見えなくなることがあります。

可能であれば、虐待が疑われる初期の段階で、「こうしたこと（不適切で気になる状態）が再び起こったり、何度か続くようであれば、宇治市や宇治児童相談所に連絡しなければならないことになっています」と保護者に伝えるようにします。周囲が心配していることを伝えることで、保護者の注意を喚起するとともに、「通告義務」のことに触れておくことが、「虐待の抑止」につながるがあります。

Q8 通告すると、どのような対応をしてもらえるのでしょうか。

A8 子どもを守ることを最優先に、関連機関が協働して取り組みます。

宇治市では、平成20年に「児童福祉法第25条」に基づく「宇治市要保護児童対策地域協議会（以下「宇治市要対協」という。22ページの説明参照）を設置し、児童虐待の防止の取り組みと、要保護児童の早期発見・家庭支援に取り組んでいます。

宇治市が虐待通告を受けると、宇治市として把握できる家庭の基本情報を確認した上で、通告のあった家庭、児童が所属する学校や保育所等に出向くなどして子どもの安全確認を行うとともに、通告内容の確認にあわせて、緊急性の判断や当面の対処について検討します。

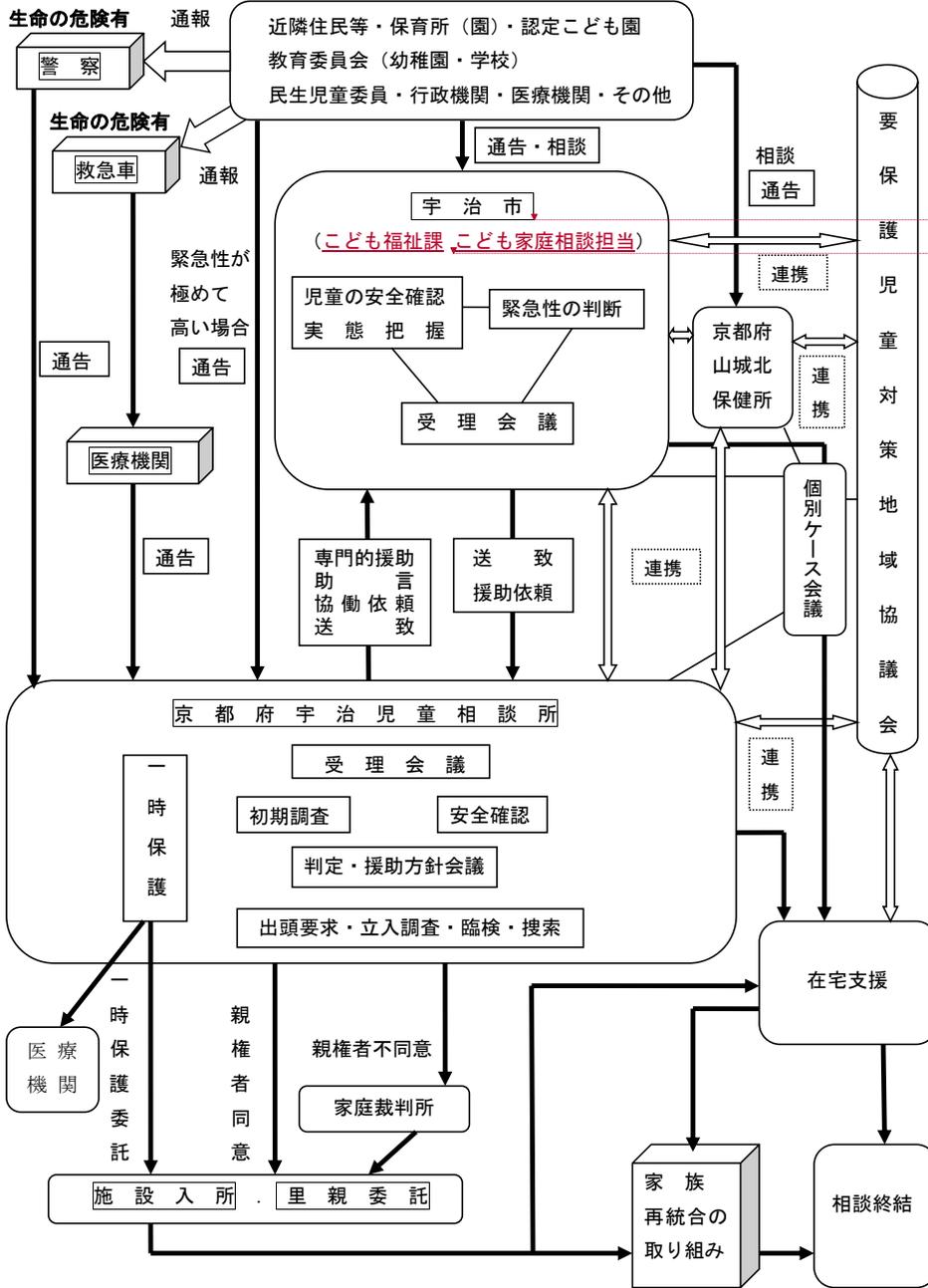
緊急でリスク要因が高く、子どもの一時保護などが必要であると判断される場合は、宇治児童相談所に連絡します。一時保護や施設入所は、宇治児童相談所の判断で行われます。また、厚生労働省の「児童相談所運営指針」では、通告から48時間以内に児童の安全確認を行う方針が定められています。

一方、緊急性が低く、継続して在宅での支援が必要である場合は、関係機関で対応を検討の上、宇治市要対協の調整会議（実務者会議）に事案として登録し、要保護児童や家庭の実態把握を行いながら、定期的な情報交換を行っていきます。

通告からの対応は、「宇治市児童虐待対応フロー図」（9ページ）を参照してください。

削除：基幹センター

宇治市児童虐待対応フロー図



削除: こども福祉課

削除: 地域子育て支援基幹センター

Q9 宇治市と宇治児童相談所は、どう連携しているのですか。

削除: 基幹センター

A9 事例の内容に応じた連携・対応を行っています。

宇治市と宇治児童相談所は、互いに連携を図りながら、それぞれの事例に応じて、取り組みを進めます。

削除: 基幹センター

事例によって、宇治市が、宇治児童相談所へ「援助依頼」をし、児童相談所からの「専門的援助」や「助言」を得て対応を図ったり、他の専門機関（京都府山城北保健所や医療機関等）の協力を得ることもあります。

削除: 基幹センター

事例の緊急性が高い場合や重篤な場合は、宇治市から、宇治児童相談所へ「送致」という形をとって、対応を依頼することもあります。

削除: 基幹センター

また、宇治児童相談所から、宇治市へ協働の取り組み依頼を行い、関係機関の連携の下、取り組みを進めていく場合もあります。

削除: 基幹センター

「宇治市児童虐待対応フロー図」（9ページ）を参照してください。

児童虐待防止への取り組みを、継続して確実に取り組んでいくためには、関係機関が互いにどう連携をとり、協力していけるかが重要です。そのため、関係者と関係機関が情報を共有しながら、それぞれの役割分担を明確にした上で、対応していくことが大切です。

Q10 「見守る」とは、具体的に、どのようにすればよいのですか。

A10 再発防止のためには、積極的に支援する「見守り」を

「相談」や「通告」によって、児童虐待を専門機関に伝えることで、児童虐待の対応は終わりではなく、子どもや保護者への支援の第一歩と考えてください。

児童虐待の発生を未然に防止するために、子どもや保護者を「見守る」場合、子どもの様子や生活の変化、家族関係の変化などに注意して観察し、関係機関で定期的に情報を共有していきます。

しかし、児童虐待の発生が確認できている場合の再発防止に向けての「見守り」の場合、子どもに何か起こるまで、また、子どもや保護者に何か変化があるまで観察しておくのではなく、再び子どもに何か起こらないように、再び保護者が虐待に至らないように、積極的に子どもや保護者に関わっていくことが必要となります。児童虐待が発生してからでは遅いのです。

再び児童虐待が発生しないように、子どもと保護者に対して、機会があれば、積極的に関わっていくタイミングを常に計りながら、声かけをしたり、相談に応じたりしていくことで、子育てを支援しながら、継続して親子を地域や関係機関で支えていくことが「見守る」上で重要です。

2 児童虐待の早期発見・初期対応について

1 早期発見のポイント…「いつもと違う」「何か不自然だ」

「これは虐待かな?」と思った場合、7ページのQ5の質疑応答にあるように、担当者ひとりで抱え込まず、組織的に相談・対応することが大切です。

特に学校や保育所などは、子どもが一日の多くの時間を過ごす場所であり、子どもと長時間接している教職員や保育従事者は、虐待の兆候に、いち早く気づきやすい立場にあります。

そこで、日常的に虐待を見逃さないための最も重要なポイントとして、次のような「不自然さ」に着目することが大切です。

(1) 不自然な傷

子どもはよくケガをしますが、不自然な傷とは、遊んでいてケガをしないような箇所にある傷やあざ、ちょっとした事故ではありえないような火傷といったものです。このような傷やあざが多くあったり、頻繁に発見される場合は注意が必要です。

(2) 不自然な説明

これは虐待している保護者にも、虐待を受けている子どもにもみられません。子どもの傷の原因について聞いても、傷の状況から考えられない説明をしたり、話がころころ変わったりします。子どもの方も、打ち明けたい気持ちと、打ち明けることへの不安が入り交じり、不自然な説明が多くなります。

(3) 不自然な表情

子どもが無表情であったり、変に大人の機嫌を取るような表情をしたり、ちょっとしたことでおびえるような表情をしたり、落ち着きなくキョロキョロして周囲をうかがうような表情をしたりします。

(4) 不自然な行動・関係

保護者が現れると急にそわそわしたり、初めての人にも馴れ馴れしくしたり、年齢にそぐわない言動をみせたりすることがあります。また、虐待している保護者も、子どもの様子に無頓着だったり、平気で子どもを置いて遊びにいってしまったりするなど、不自然な行動がみられることがあります。

2 「虐待か？事故か？」…観察と記録のポイント

事故によるケガなのか、虐待による傷なのか、その判断はとても難しいものですが、発生部位や外傷の質等によって、虐待の可能性はある程度判断できます。子どもの虐待による外傷には次のような特徴があります。これらの点に特に注意しながら、身体の観察・記録を行ってください。

(1) 虐待による子どもの外傷の特徴

虐待による子どもの外傷の特徴

- 通常では考えられない部位に傷やあざがある。
 - … 臀部や太もも内側、わきの下などに、傷やあざが認められる。
- 新旧の傷が混在している。
 - … 皮下出血斑の色調が様々ある。(治癒の段階が様々である。)
- 多発することが多い。
 - … 多数の打撲傷が認められる。継続して打撲傷が認められる。
- 特徴的な傷痕
 - ▼ 爪痕 … 弧を描くことが多く、爪が長い場合は深い。
 - ▼ タバコを押し付けた痕
 - … タバコは中心温度が高いため、中央部分に周辺より深い火傷が認められ、ドーナツ型の痕が残る。人目に触れにくい場所に多く、複数まとまって認められることも多い。
 - ▼ 熱湯による火傷痕
 - … 熱湯が触れた部位と健常部位は、くっきりと境界が分れる。
 - ▼ 道具を使って身体的虐待を受けた痕
 - … 布団たたきやベルトなど、叩いた道具特有の痕が皮下出血に残る。手足や胴体など身体の離れた部位に残る痕をつなげると、叩かれた道具の形の痕になる場合もある。

(2) 外傷の発生部位 ～事故と虐待の違い～

	発生部位
不慮の事故による外傷	額・鼻・顎・肘・膝など皮下の直下に骨があって脂肪組織の少ないところ
身体的虐待による外傷	<input type="checkbox"/> 顔面や頭部 <input type="checkbox"/> 腹部・臀部や大腿内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ <input type="checkbox"/> 背中・頸部・わきの下などのくぼんだところ <input type="checkbox"/> 衣服で隠れているところ

(3) 時間経過に伴う挫傷（打撲傷）の色調変化

時間経過	挫傷（打撲傷）の色調変化
受傷直後の挫傷	「赤みがかった青色」
1日～5日後	「黒っぽい青から紫色」
5日～7日後	「緑色」
7日～10日後	「緑がかった黄色」
10日以上	「黄色っぽい茶色」
2週間～4週間	「消退」

(4) 記録の方法

ケガや傷がどのような場所に、どのような形で残っているのか、以下の点をポイントに、発生部位や全身の状況が分かるように、できる限り図式や映像によって記録に残すことが大切です。また、子どもの傷やあざは治りやすいので、気づいたらすぐに記録するようにします。

記録のポイント ……気づいたらすぐに記録を	
部位はどこか？	事故が起きにくい場所に外傷を負っていないか
どのような外傷か？	打撲による皮下出血、骨折、火傷、裂傷、擦過傷など
皮膚の色は？	皮下出血斑の色はどうか 多発しているなら色の違いはどうか
大きさ、形は？	大きさはどの程度か、特有の形はしていないか

3 早期発見のための観察と記録について

早期発見のためには、ちょっとしたサインでも見逃さずにキャッチすることが大切です。子どもやその保護者のことをより深く観察するために、別掲の「早期発見のためのチェックリスト」(5つの立場・場面別)(25ページから)を活用してください。該当する項目の多い少ないで、虐待を判断するためのものではなく、小さなサインを見逃さないために活用してください。

また、「もしかして虐待では?」と思ったら、記録を残すことも重要です。いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにということをしてできるだけ正確に、具体的に記録します。あざや傷を発見したときは、子どもに不安を与えないように配慮しながら、スケッチや写真、ビデオ等で記録に残しておくようにします。別掲の「身体チェック表」(32ページ)や「乳幼児身体発育曲線」(33ページから36ページ)「横断的標準身長・体重曲線」(37ページから38ページ)も、早期発見のために活用してください。

4 緊急性の判断(リスクアセスメント)について

前述のいろいろな早期発見のツールや、別掲の「緊急度アセスメントシート」(6ページ)などを活用するなかで、速やかに一時保護を必要とするような、緊急性が特に高く重篤なケースについては、宇治児童相談所に直接通告し、緊急度や重篤かどうかの判断が難しい場合は、宇治市にも同時に通告するようにしてください。

削除: 基幹センター

5 通告と宇治市の対応について

宇治市に通告(連絡)する場合は、別掲の「聞き取りシート」(39ページ)などを参考に、わかる範囲で情報をとりまとめ、まず電話で連絡してください(通告書の提出は特に求めていません)。

削除: 基幹センター

通告(連絡)を受けると、宇治市として把握できる情報を確認した上で、事例によっては家庭訪問して直接子どもや保護者に面接を行ったり、学校や保育所・幼稚園等に出向いて、子どもの安全確認を行うとともに、記録やチェックリスト表、写真等を確認し実態を把握します。

削除: 基幹センター

また、同時に緊急性の判断等を行い、関係機関と連携し個別ケース会議を開催するなどして、援助方針の決定、支援計画を作成します。事例の状況によっては、宇治児童相談所と連携を図りながら支援を行います。

宇治市の対応は、在宅支援が中心ですが、ケースによっては、施設入所の段階から関わり、在宅支援にスムーズに移行できるように、宇治児童相談所の指導を受けながら、関連機関とともに対応していきます。

削除: 基幹センター

最終的には、児童と保護者の関係が改善し、家族の再統合が図られ、児童虐待のリスクは無いと判断できれば、終結することになります。

「児童虐待通告の手順」(5ページ)、「緊急度アセスメントシート」(6ページ)、「宇治市児童虐待対応フロー図」(9ページ)を参照してください。

3 子ども・保護者への具体的な関わり方

1 関わり方の基本的な姿勢

- (1) 虐待する保護者の大半は、親族、近隣、知人などとの適切なたながりがなく、ひとりで苦しんでいます。子どもを「虐待」することで、保護者自身も傷ついていることを念頭において、保護者を責めるのではなく、子どもの育ちと合わせて、保護者も支える視点が大切です。
- (2) 子どもの問題行動や気になる状態が見られても、「困った子」「困った保護者」と見るのではなく、「困っている子」「困っている保護者」と見て、子どもの家庭環境を考え、支援のための子どもや保護者との関係づくりに心がけます。
- (3) 虐待を受けている子どもは、周囲の大人に対して「どこまでやったら怒るだろうか」と、許容限度を試す言動をとることがよく見られます。子どもの表面的な言動だけを取り上げて叱るのではなく、子どもの置かれている状況や背景を考えて対応する必要があります。また、子どもの一見「うそ」とも思える不自然な訴えや、身体上の不調などの訴えもしっかり聴くようにします。
- (4) 保護者に会う機会を意識的に増やし、非難するのではなく援助する立場で接します。「虐待」ということばをストレートに使わず、子どもについて心配なことや困っていることを聞き出すように心がけ、必要に応じて宇治市や宇治児童相談所に相談してみるよう勧めましょう。
- (5) 子どもからの聴き取りや、保護者との面談・家庭訪問にあたって、困難さを伴うことが予想される場合は、事前に宇治市や宇治児童相談所と対応を協議して、連携を図った上で行うことが大切です。

削除: 基幹センター

削除: 基幹センター

※学校や保育所などで、子どもや保護者に関わる場合の注意点やポイント、改善に向けた視点等について、次に記しますので参考にしてください。



2 子どもからの聴き取りのポイント

- ① **聴き取る前に準備を**
原則として、あらかじめ関係者で十分な検討をしておきます。
- ② **子どもがリラックスできる場所で**
子どもがリラックスできる静かな場所で行います。
- ③ **正確に記録を**
聴き取った内容は、できる限り正確な記録を残します。
- ④ **無理に聴き出さないこと**
詰問調にならないように注意しながら聴き取ります。子どもが安心できる話し方や質問方法を心がけます。「はい」「いいえ」で答えられる質問は、できるだけ避けるようにします。
- ⑤ **「話してくれてありがとう」**
子どもが家庭内の虐待の事実を話すことは勇気がいることです。子どもの言葉を、まずは言葉どおりに受け止め、信頼関係を深めるよう努めます。
- ⑥ **「あなたが悪いんじゃないよ」**
子どもは保護者をかばったり、自分が悪いからだと思っていることが多いものです。ただし、子どもの前で親や家族のことをことさら責めるのは好ましくありません。「痛かったね」「つらかったね」と、子どもに共感する言葉をかけることが何より大切です。
- ⑦ **「困ったときは何でも言っていんだよ」**
子どもからSOSが出せるように、普段から関係づくりに努めます。子どもが助けを求めてきたときには、しっかり受けとめ責任をもって対応するようにします。
- ⑧ **「誰にも言わないで」と言われた時は**
約束を守ることは信頼につながりますが、「あなたにとって必要なときには、子どもを大切に思い、守ってくれる人に相談することがある」ことをきちんと伝えます。
- ⑨ **聴き取りの回数はできる限り少なく**
何度も同じことを話させることは、子どもに心理的な負担を強いることにもなりかねません。聴き取りの回数はできる限り少なくします。

3 保護者との面談・家庭訪問のポイント

- ① 学校や保育所などの組織内で事前に十分な検討をします。
 - ② 面接や訪問は複数で行うようにします。
 - ③ 通告したことを保護者から非難された場合は、「通告義務」があることを伝え、面接や訪問に拒否的な態度の保護者には、支援の姿勢を持ってねばり強く対応していきます。
 - ④ 保護者の矛盾する話を、批判的に問い詰める態度をとらないようにします。
 - ⑤ 虐待だけを話題にしないようにします。
 - ⑥ 面接・家庭訪問は、終了後その状況を速やかに記録します。
- ※ あらかじめ保護者からの激しい抗議が予想される場合は、宇治市や宇治児童相談所と事前に対応を協議します。
- 暴力的な抗議が予想されたり、実際に暴力行為が行われた場合は、警察の支援を求めます。

削除: 基幹

削除: センター

4 保護者の虐待への反応類型

- ① 関与・介入拒否 … 攻撃型（誰が通告したか追及）
消極型（時間がない、忙しい）
- ② 否定 … 否認型（やっていない）
半否認型（わからない、知らない）
- ③ 肯定・正当化 … 当然型（しつけ・養育方針である）
必要性型（こうするしかない）
- ④ 肯定・反省姿勢 … 現状肯定型（悪いと思うが直せない）
改善主張型（何とかしたい、もうしない）

5 保護者への関わりの基本的対応

- ① 行為を一方向的に非難したり、指導したりせず、とにかくよく話を聞くようにします。その中で、保護者が何に困っているのかに関心を寄せます。
- ② 保護者を支援する姿勢を示しましょう。
- ③ 保護者の気持ちや意向を尊重することは大切ですが、虐待行為そのものは許容できないという姿勢を保ち、子どもの安全を最優先に対応します。
- ④ 子どもの良い部分を伝えましょう。
- ⑤ 子どもの行動の意味を理解できるように保護者を援助します。
- ⑥ 話ができる機会を増やし、積極的に支えましょう。
- ⑦ 他機関との連携によって、相談窓口や行政サービスを積極的に活用できるように支援します。

6 保護者との具体的な対話の技法

まずは、保護者の話に耳を傾け、何に困っているのかを共感しながら、相談しやすい存在になることが大切です。どのようなケースにも有効だというわけではありませんが、具体的な話の進め方を考えてみます。

①傾聴と共感（保護者の気持ちを受けとめる）

まず、保護者が置かれている状況や、子どもに対応する大変さなどについて理解に努めます。苦しい状況の中でも、保護者は何らかの対応をしながら生活しています。保護者の言い分を聞くと同時に、「お子さんのことで、困っていることはありますか」と尋ねる中で、保護者の不安やいらだち、子どもについての保護者の気持ちを引き出します。

②例外の発見（レッテルをはがす）

「ひどい親だ」という先入観にとらわれず、話の中で、うまく機能している親の部分に焦点をあてた聞き方をしてみます。うまくいったことがあれば、それがなぜできたのか、どんな条件があればできるのかを一緒に考えます。そのことが具体的に自覚できれば、お互いにプラス感情が共有できます。

③虐待行為は容認しない（社会的規範に照らす）

保護者との対話のための関係作りは大切ですが、虐待行為については、子どもに有害な行為とみなして、はっきりと子どもを守る立場で保護者に対応するようにします。状況が許せば、「あなたの行為は虐待とみなされても仕方のない行為ですよ」と明確に伝えていくようにします。

④保護者の気付かない子どもの良さを伝える（子どもへの理解を促す）

保護者の気付かない子どもの良さを伝えることで、子どもを違った眼でみることができるよう支援します。また、子どもの行動の意味を理解できるように、具体的な説明により、保護者の子どもに対する理解を促すようにします。

⑤スモールステップ（小さな変化を大切に）

保護者に、課題を一度に示して改善を求めても受け止め切れないこともあります。そこで、具体的に取り組むことが可能な事を、保護者にいくつかあげさせて、その中から一番うまくいきそうなもの（スモールステップ）を一つか二つに絞ります。一つでもうまくいけば、それが成功体験となって、保護者の子どもへの対応の改善につながっていくことがあります。

⑥目標の設定（こうありたい将来への希望）

当面必要な現状への対応だけでなく、将来に向けた具体的な希望や目標が言葉に表せるように話し合うことを意識してみます。

7 事例からみる検討のポイント

虐待の種類は、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待と分類されますが、いくつか重なって現れる場合も多く、事例の背景も様々です。

以下に4つの参考事例を紹介しますが、身近に似た事例があっても、定型の対応だけでなく、ケースによって効果的な様々な取り組み方があります。

そこで、あえて対応の手順は記述せず、観察や検討のための代表的なポイントだけを記述しています。どのように取り組めば良いか考えてみてください。

事例1 【養育放棄の保護者】

保育所の年中組に入所したばかりの3歳女児のAちゃんは、母親との2人暮らしで、他市から引っ越してきました。Aちゃんは連絡なしに保育所に登園しないことが度々あるとともに、服装や髪の毛が汚れたままの時もあり、朝食を食べてきていない日もあるようです。担任の保育士は、子どもの様子を知っておこうと思い、家庭訪問したところ、家の中は足の踏み場がないほど散らかっていました。母親に話を聞くと、今は自分の仕事や自分の男友達と遊ぶことの方が大事なようで、夜にAちゃんを寝かしつけた後、家に残したまま、外出していることもあるようです。

ポイント

- ①ネグレクト(養育放棄)の要因と思われるのは、どのようなところでしょうか。
- ②この事例の緊急度について考えましょう。Aちゃんは安全な環境でしょうか。
- ③今後、Aちゃんの様子や安全確認は、どのようにすれば良いでしょうか。
- ④母親に対しては、どのような関わり方や支援ができるでしょうか。
- ⑤保育所をはじめ、連絡を受けた関連機関は、今後、どのように連携して対応していくことが必要でしょうか。

事例2 【心理的虐待とDV】

地域の民生児童委員から小学校に連絡があり、5年生女子児童のAさんの家で、親の子ども達のしかり方がひどく、近所で噂になっているようです。Aさんは、両親と保育所年長の妹の4人家族で、近所の人によると、母親が乱暴な言葉で子ども達を長時間しかりつける声と、妹の泣き声が聞こえることがよくあるようです。また、以前、父親がお酒を飲んで暴れて物を壊したり、母親が暴力をふるわれたこともあるとのこと。

削除: 生徒

ポイント

- ①虐待と思われるところはどこでしょうか。
- ②Aさんの家庭内の様子についてどのように情報収集をしたら良いでしょうか。
- ③保育所と小学校との連携はどうしたら良いでしょうか。
- ④関係機関との連携はどうしたら良いでしょうか。
- ⑤保護者への対応はどうしたら良いでしょうか。

事例3 【不自然な傷やあざがある】

小学3年生男子児童のA君は、母親と2人暮らしの家庭です。A君は3年生になってから、顔にあざや傷が頻繁に見られるため、担任が理由をA君に聞きましたが、転んだなどと言い、詳しく聞こうとしても、A君は話したがりません。様子も不自然なため、心配になった担任は、母親から詳しく話を聞きたいと思いましたが、母親はいつも忙しそうで、連絡がなかなかとれません。何度か連絡をして、やっと電話で話すことができましたが、母親は傷やあざについては、思い当たることはないと言います。そのような中、地域の民生児童委員から、最近、A君と母親と男性の3人で、よく買い物をしているのを見かけるとの情報が寄せられました。

削除: 生徒

ポイント

- ①A君が傷やあざについて、詳しく話したがりないのはなぜでしょう。
- ②母親は本当に知らないのでしょうか。
- ③A君の様子がおかしいことに気づいた担任は、どうすればよいのでしょうか。相談や記録についても考えてみましょう。
- ④学校内ではどのように対応すればよいのでしょうか。
この事例の対応の緊急度について考えましょう。家族関係の変化がもたらす影響についても考えてみましょう。
- ⑤このような事例の場合、学校をはじめ、連絡を受けた関係機関は、今後、どのように連携して対応していくことが必要でしょうか。

事例4 【生徒の性的被虐待を知ったら】

高校1年生の女子生徒Aさんは、両親が離婚し母親と2人暮らしでしたが、1年ほど前に母親が再婚し、現在はその継父と3人暮らしです。クラスのムードメーカーで、いつも明るかったAさんが、最近元気がなく表情もさえません。ある日、「寝不足で授業を受ける気になれない。休ませてほしい」と保健室を訪ねてきました。養護教諭が「最近元気ないけど、何かあったの?」と聞くと、Aさんは「実は、3か月ほど前から、母親のいないときに継父からわいせつな行為を強要されている。でも、このことは絶対に誰にも言わないでほしい」と言いました。

ポイント

- ①養護教諭は、この後どのように行動すべきでしょうか。
- ②Aさんの「誰にも言わないでほしい」という思いについて考えるとともに、今後、Aさんにどのような配慮をすることが必要でしょうか。
- ③この事例の対応の緊急度について考えましょう。まず、何をすべきでしょうか。
- ④このような事例の場合、学校をはじめ、連絡を受けた関係機関は、今後、どのように対応していくことが必要でしょうか。

4 児童虐待対応の主な機関についての説明

1 宇治市の役割

宇治市は、第一義的な児童相談の窓口（児童福祉法第10条）であり、宇治児童相談所とともに、児童虐待の通告先（児童虐待の防止等に関する法律第6条）として位置づけられています。特に、宇治市の福祉・保健・教育に関する各部局は、子どもや家庭への具体的な制度やサービス利用に関し、身近に相談を受ける立場にあるため、そうした相談を通じて、虐待の早期発見、家庭状況の把握、具体的な対応が可能で

(1) こども福祉課

宇治市要保護児童対策地域協議会の調整機関（事務局）として事務を行うとともに、子育て支援事業など、子どもに関する様々な施策を行っています。

(2) こども福祉課 こども家庭相談担当

こども福祉課の中で、主に児童虐待を担当する部門であり、宇治市の児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携しながら、実際の事例の調査や対応にあたっています。

特に平成24年度以降、相談や対応の体制強化を図るとともに、研修会の開催などにも取り組んでいます。

削除: 地域子育て支援基幹センター

削除: であり

削除: なお、宇治市基幹センターでは、子ども家庭相談の窓口や子育て支援事業を実施しています。

削除: には

削除: 宇治市基幹センターの

(3) その他の関係する課

- 保健推進課…乳幼児健診や訪問指導、保護者の育児不安解消のための相談（電話・来所・訪問等）を通じて、虐待の未然防止・早期発見・早期対応にあたっています。
- 障害福祉課…身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付申請の手続きや、障害者に関する様々なサービスを利用するための窓口になっています。保護者や子どもの障害が児童虐待の要因のひとつになっている場合には、関係機関と連携を図り、利用可能なサービスを提供しながら支援に関わります。また、平成24年10月から障害者虐待への対応を行っています。
- 生活支援課…生活保護に係る相談や、生活保護受給世帯への訪問等で知り得た事柄の中で、虐待につながる可能性のあるものについては、関係する部署・機関に情報提供を行い、必要に応じ連携して対応を行っています。
- 男女共同参画課…DV（配偶者等による暴力）は児童に与える影響が大きく、児童虐待と関係が深いため、DVの相談をはじめとした女性のための相談を受け付け、庁内関係課及び関係機関と連携を密にして対応にあたっています。

2 宇治市要保護児童対策地域協議会（「宇治市要対協」）

宇治市要保護児童対策地域協議会（以下、「宇治市要対協」という。）は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関が情報や支援についての方針を共有し、適切な連携の下で対応していくため、児童福祉法第25条に基づき宇治市が設置した組織です。

宇治市要対協は、地域の関係機関で構成され、児童虐待防止に関する広報及び啓発の推進についても取り組み、構成員には守秘義務が課せられています。

宇治市要対協は、「代表者会議」「調整会議（実務者会議）」「**連携会議（市内部担当者会議）**」「個別ケース会議」の**四層**構造となっています。

宇治市要対協の構成メンバーは下記のとおりです。

【宇治市要保護児童対策地域協議会構成機関・団体】

（協議会設置要項第3条）

- (1) 宇治市社会福祉協議会
- (2) 宇治市民生児童委員協議会
- (3) 宇治市学区福祉委員会連絡協議会
- (4) 宇治久世医師会
- (5) 京都弁護士会
- (6) 城南人権擁護委員協議会
- (7) 宇治地区更生保護女性会
- (8) 宇治市青少年健全育成協議会
- (9) 宇治市子ども会連絡協議会
- (10) 宇治市校長会
- (11) 宇治市連合育友会
- (12) 宇治市私立幼稚園協議会
- (13) 宇治市立幼稚園長会
- (14) 宇治市私立幼稚園保護者会連合会
- (15) 宇治市立幼稚園PTA連合会
- (16) 宇治市民間保育園連盟
- (17) 宇治市立保育所長会
- (18) 宇治市保育所保護者会連合会
- (19) 宇治市学童保育保護者会連合会
- (20) 特定非営利活動法人 子育てを楽しむ会
- (21) 京都地方法務局宇治支局
- (22) 京都府山城北保健所
- (23) 京都府宇治児童相談所
- (24) 京都府宇治警察署
- (25) 宇治市教育委員会
- (26) 宇治市**福祉こども部**
- (27) その他市長が指定する関係機関等

コメントの追加 [03]: 追加

削除: 三層

削除: 健康長寿部

3 京都府宇治児童相談所（京都府南部家庭支援センター）

宇治児童相談所は、児童福祉法に基づいて都道府県や政令指定都市に設置が義務付けられた（中核市も設置することができる）公的な相談機関で、児童（0歳から18歳未満）に関するあらゆる相談に応じています。市町村が児童家庭相談の第一義的な相談援助活動を行うのに対し、宇治児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とするものについて対応します。

4 京都府山城北保健所

児童福祉業務の中に、児童虐待未然防止対策を位置づけ、児童虐待対応専任職員（児相併任）が配置されており、市町村や宇治児童相談所と連携して、児童虐待事案への対応や、未然防止のための取り組みを行っています。また、母子保健業務の中でも、発達クリニックや在宅療養児支援のネットワークづくり等の業務を通じて、虐待の未然防止・早期発見に努めています。

5 その他の関係機関

- ・**宇治市教育委員会（教育支援課）**…児童虐待の早期発見・対応のため、学校・幼稚園及び関係機関と連携し、必要に応じて学校・幼稚園への指導・助言を行います。
- ・**学校・幼稚園**…日常の観察を通じた早期発見、宇治市や宇治児童相談所への相談・通告。関係機関との連携による児童・保護者への支援やモニタリングを行います。
- ・**保育所（園）・認定こども園・育成学級（学童保育）**…日常の観察を通じた早期発見、宇治市や宇治児童相談所への相談・通告。関係機関との連携による児童・保護者への支援やモニタリングを行います。
- ・**民生児童委員・主任児童委員**…日常の相談活動等での早期発見、宇治市や宇治児童相談所への相談・通告、地域の関係機関と連携した家庭の見守りなど、地域に密着した活動を行います。
- ・**京都府宇治警察署・派出所**…住民・関係機関からの通報受理、宇治市や宇治児童相談所への通告。宇治児童相談所への身柄つき通告。宇治児童相談所による安全確認、立入調査、一時保護の際の援助。児童や保護者からの相談を受けます。
- ・**医療機関**…診察・治療を通しての早期発見、宇治市や宇治児童相談所への通告、重症度・緊急性の高い場合の入院対応を行います。重篤な入院事例では、医療機関に一時保護委託される場合もあります。

平成24年度から、京都府全域で市町村と医療機関の連携を強化するための体制が整備され、**宇治市においても各医療機関と連携して**対応を行っています。

削除: 青少年課

コメントの追加 [04]: 追加

削除: 市基幹センターと

削除: の

5 参考資料

1	早期発見のためのチェックリスト	25
2	身体チェック表	32
3	乳幼児（男子）身体発育曲線（身長）	33
4	乳幼児（男子）身体発育曲線（体重）	34
5	乳幼児（女子）身体発育曲線（身長）	35
6	乳幼児（女子）身体発育曲線（体重）	36
7	横断的標準身長・体重曲線 男子（0-18歳）	37
8	横断的標準身長・体重曲線 女子（0-18歳）	38
9	聞き取りシート（例）	39
10	関係機関連絡先	40
11	児童虐待防止・対応に関わる法律（抜粋） 児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律	41

引用・参照資料

修正なしのため
添付を省略しています

軽微な修正のため
添付を省略しています

